

第3ワーキンググループ審議結果報告書（案）

平成24年8月23日

1 審議方法等

(1) 統計データの有効活用の推進等の共通・基盤的な事項のうち、過去2回の施行状況審議結果報告書に盛り込まれた重要検討事項や、中長期的視点に立って取り組むべき基本計画の課題などを考慮し、以下の4点を重点的な審議課題とした（重点的な審議課題の詳細は別添1参照）。

①統計データの有効活用の推進

②効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－

③統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－

④緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

また、その他の共通・基盤的な事項である⑤統計職員等の人材の育成・確保等、⑥民間事業者の活用、⑦統計基準の設定についても、その取組状況を網羅的に審議した。

(2) 各課題については、関係府省等に対するヒアリング等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況や、昨年の施行状況審議結果報告書での指摘を踏まえた対応状況などを検証し、各施策の進捗状況に対する評価や今後の施策の方向性等についての考え方等の明確化を行った。

なお、平成23年度の統計法施行状況報告には、基本計画の別表に掲げられた各事項について、関係府省から自己評価を含む推進状況の報告内容が記載されている。その報告内容のうち、第3ワーキンググループの審議対象範囲において、担当府省が「実施困難」又は「実施済」と自己評価している事項に対しては、第3ワーキンググループとして、その自己評価の妥当性の確認・整理を行った。

(3) また、基本計画策定後の新たな動きとして、統計データの有効活用の推進に関しては、(独)統計センターによる教育用擬似マイクロデータの作成・試行提供や、立教大学における二次的利用促進のための取組などについて、また、統計の品質保証の取組に関しては、日本品質管理学会における研究経過などについても、その取組状況を把握し、審議の参考とした。

2 審議スケジュール

	日時・場所	審議事項	出席委員
第1回	平成24年 6月29日(金) 10:00~12:02	(1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①緊急ニーズへの対応ー東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応ー【総務省(政策統括官室)、総務省(統計局)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省等】 ②統計の評価を通じた見直し・効率化ー「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上ー【総務省(政策統括官室)、総務省(統計局)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省等】	廣松委員(座長) 縣委員 竹原委員 樫委員 中村委員
第2回	平成24年 7月9日(月) 10:00~12:09	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①その他の共通・基盤的事項(民間事業者の活用)【総務省(政策統括官室)等】 ②効率的な統計作成ー行政記録情報等の活用ー【総務省(政策統括官室)、国税庁、経済産業省、農林水産省、国土交通省等】 ③その他の共通・基盤的事項(統計職員等の人材の育成・確保等)【総務省(政策統括官室)、内閣府、総務省(統計局)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、日本銀行等】	廣松委員(座長) 縣委員 安部委員 樫委員 中村委員
第3回	平成24年 7月25日(水) 15:00~17:17	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①その他の共通・基盤的事項(統計職員等の人材の育成・確保等)【総務省(政策統括官室)、内閣府、総務省(統計局)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、日本銀行等】 ②統計データの有効活用の推進(二次的利用関係)【総務省(政策統括官室)、(独)統計センター、立教大学経済学部 菊地 進教授等】	廣松委員(座長) 縣委員 安部委員 北村委員 竹原委員 樫委員 樋口委員
第4回	平成24年 8月8日(水) 15:00~17:02	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①統計データの有効活用の推進(e-Stat等)【総務省(政策統括官室)、総務省(統計局)等】 ②その他の共通・基盤的事項(統計基準の設定等)【総務省(政策統括官室)等】 (2) 担当府省が「実施済」と自己評価している事項に関する審議結果の整理について (3) 第3ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について	廣松委員(座長) 縣委員 竹原委員 樫委員
第5回	平成24年 8月23日(木) 13:30~15:30	(1) 第3ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて	廣松委員(座長) 竹原委員 樫委員

注:「出席委員」欄のうち、下線のある委員が第3ワーキンググループのコアメンバー。

3 審議結果

(1) 重点的な審議課題

ア 統計データの有効活用の推進

(ア) 施策の進捗状況報告等

【二次的利用関係】

- 法33条第2号に基づき各府省が提供している調査票情報は、平成22年度の133件から平成23年度は148件に増加している。また、法34条に基づき各府省がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は、平成22年度の20調査（87年次分）から平成23年度は23調査（119年次分）に増加する一方、提供件数は、平成22年度の12件から平成23年度は10件に減少している。さらに、法35条・36条に基づき各府省が匿名データの提供を行っている統計調査は、平成22年度の4調査（13年次分）から平成23年度は6調査（34年次分）に増加する一方、提供件数は、平成22年度の38件から平成23年度は33件に減少している。
- このような状況の中、総務省では、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を設置・開催し、二次的利用に関する諸課題の検討を実施している。同研究会の平成23年度報告書では、二次的利用の推進に向け、平成24年度以降も、①政府統計の総合窓口（e-Stat）の充実、②二次的利用の対象となる統計調査の拡大、③オンサイト利用に関する仕組みの整備、④二次的利用についての周知の推進、⑤その他新たな技術的手法の検討を進めると整理している。
- なお、総務省では、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成23年3月28日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定し、平成23年10月1日から施行している。

【その他、政府統計の総合窓口（e-Stat）の活用等】

- 総務省を中心とした各府省では、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や、報告者の負担軽減・秘密の保護に留意した利便性の高い電子申告システムの整備等を図るため、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」や「政府統計オンライン調査総合窓口」等の機能を有する「政府統計共同利用システム」を構築し、平成20年度から運用を開始している。
- 政府統計のポータルサイトであるe-Statについては、平成23年度において5千万件を超えるアクセス件数がある一方で、検索の高速化や検索機能の向上等を求める意見も寄せられている。このため、政府統計共同利用システムを所管する総務省では、「政府統計共同利用システム更改方針」（平成22年1月29日 統計調査等業務最適化推進協議会幹事会決定）に基づき、平成25年1月から予定している次期システムの運用開始に合わせ、ユーザビリティに配慮した機能向上を図る計画である。
- また、統計に対する国民の理解の促進については、ホームページ等を通じた広報・啓発活動や統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策として、総務省を中心に「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日付け各

府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定した。各府省では、この行動指針に基づき、外国語版又は外国語を併記するなどした統計データの提供を含め、ホームページの掲載内容等の改善や、所管の統計調査における非協力者への理解増進に努めているところである。さらに、総務省は、国民が安心して統計調査に回答できる環境整備の一環として、「政府統計の統一ロゴタイプ」を策定し、各府省の協力を得て、国の統計調査の調査票等における同ロゴタイプの使用を平成24年度から開始している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

【二次的利用関係】

- 法33条から36条に基づく二次的利用の取組については、匿名データの提供を行っている統計調査は6調査にとどまっているものの、各府省が着実に対象調査・調査年次を拡大していることは評価できる。一方、その提供・利用実績は、伸び悩んでおり、統計の専門家の育成という観点からも、利用の増進を図ることが課題である。また、学術研究を目的とした民間の企業・団体等におけるオーダーメイド集計・匿名データの利用実績は、利用実績全体の1割程度にとどまっており、一層の周知が必要である。
- このような状況の中、各府省等において、オーダーメイド集計・匿名データ等を活用した研究実績として、研究事例の紹介が進められているほか、(独)統計センターによる教育用擬似マイクロデータの作成・試行提供や、大学による公的統計の利用と二次的利用促進のための学習コンテンツ等の開発など、二次的利用の促進に向けた新たな取組も進められているところであり、これらの取組が進展し、効果を発揮することを期待したい。
- また、法第33条第2号による調査票情報の利用については、調査対象の識別可能性や情報漏えいのリスクへの対応として厳格な運用が求められている中で、オンサイト利用や、匿名データ・教育用擬似マイクロデータとの関係整理等も必要である。
- なお、本項目において、担当府省が「実施済」と自己評価している事項のうち、調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定に関しては、既に策定・施行済みとなっていることから、妥当と整理するものの、(独)統計センターにおける各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制整備に関しては、二次的利用を促進する基盤でもあることから、「継続実施」が妥当と整理する。

【その他、政府統計の総合窓口(e-Stat)の活用等】

- 最適化計画に基づき、「政府統計共同利用システム」を活用し、各府省が一体となったデータ共有・提供が推進されていることは評価できる。一方、e-Statの利便性向上の取組については、当面、次期システムの運用状況を注視することとする。
- また、国民・企業等への理解の促進については、各府省が一体となって、地道に取り組むことが重要である。特に、今回策定された「政府統一ロゴタイプ」の定着に向けて、関係府省においても大規模統計調査等に際して積極的な周知・広報に努

めることが重要である。

- なお、ホームページ等を通じた広報・啓発活動や、非協力者に対する対応に関する具体的方策については、既に行動指針が策定されていることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。また、残された事項については、来年度にその結果を確認することとする。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的考え方

【二次的利用関係】

- 統計データの二次的利用については、より高度かつ多様な研究分析等を通じ、学術研究や各種施策に活用されることにより、社会の一層の発展に寄与することが期待されていることから、オーダーメイド集計及び匿名データの提供対象調査の拡充を図るとともに、その利用促進が求められている。
- このため、各府省は、統計ニーズに係るアンケート等において提供要望が多く、技術的にも対応可能な統計調査については、オーダーメイド集計による提供、匿名データの作成を優先的に検討するとともに、例えばオーダーメイド集計及び匿名データに係る実践的な活用例をホームページや学会等で周知するなどして、民間における利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図ることが必要である。
- また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンサイト利用や教育用擬似マイクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。

【その他、政府統計の総合窓口（e-Stat）の活用等】

- e-Statを含む政府統計共同利用システムは、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供や、報告者の負担軽減・効率的な統計作成等を図る上で重要である。このため、総務省を中心にした各府省は、統計データの有用性の向上を図る観点から、ニーズやコスト面にも留意しつつ、e-Stat利用者の利便性の更なる向上を図ることが必要である。その際、総務省は、e-Stat上に設けられているアンケート機能の充実を図るなどして、利用者の属性や利用実態等の把握に努め、更なる情報提供機能等の改善に向けた検討に活用するなどの方策についても検討が必要である。
- また、各府省では、基幹統計を中心に、外国語版又は外国語を併記するなどした統計データの提供にも努めているが、ニーズやコストにも留意しつつ、引き続き取組を推進することが必要である。なお、総務省は、統計分野におけるデータ交換の効率化等を図る観点から、国際機関等におけるデータ収集等の実状や動向について、今後とも注視することが必要である。

イ 効率的な統計作成—行政記録情報等の活用—

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）は、平成22年度の109件から平成23年度は115件に増加している。また、行政記録情報等の

活用が既に図られている統計調査についても、平成22年の30件から平成23年は36件に増加している。

○ 一方、当ワーキンググループが担当した行政記録情報等が具体的に特定されている事項の進捗状況を精査した結果は、以下のとおりである。

① オーダーメイド集計による税務データの活用

・ 税務データと統計調査の定義概念の相違、税務データの電子化の状況等から、オーダーメイド集計による経済統計への活用は困難と自己評価している。ただし、新たなニーズを含め今後の活用を否定するものではなく、i) 必要とされるデータを国税庁が有していること、ii) 当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと、iii) 当該データが電子化されていること、及びiv) 所要のコストを活用側が負担できることの4つの条件を満たせば、活用は可能と考えており、今後も要請内容に応じて検討する意向である。【国税庁】

・ 税務データについては、i) 納税地が事業所の所在地と異なっているケースがあること、ii) 個人経営で単独事業所の場合でも、税務データの納税者名が統計データの事業所名（屋号）と異なること、iii) 出荷額と所得金額との相違等から、欠測値の推計や補完などに直接用いることは困難と認識している。【経済産業省】

② 漁船登録データの活用

・ 2013年漁業センサスの実施計画に係る統計委員会への諮問（平成24年11月予定）の際に、検討結果を報告する予定である。現状では、漁船登録データを漁業センサスに活用する場合、機械的な照合が難しい等の課題があると認識している。【農林水産省】

③ 固定資産課税台帳データの活用

・ 平成24年度中を目処に結論を得る見通しである。固定資産課税台帳は、各市町村が個々に整備・保有しているため、同台帳データの活用の際に、納税者の委任状の提出等、各市町村への手続き面などの課題があり、次期の法人土地基本調査における活用は困難な状況にある。【国土交通省】

○ また、各府省は、調査計画の策定に際し、行政記録情報等の有無及び活用の効果等を事前に調査・検討するとともに、総務省政策統括官における承認審査や内閣府統計委員会における諮問審議においても精査しているところである。

○ なお、総務省では、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を活用し、行政記録情報等の活用に関する環境整備に向けた取組を継続している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

○ 各府省における行政記録情報等の活用実績については、着実に増加しており、また、行政記録情報等の有無等を調査・検討することを原則化したこともあって、一定の効果は上がってきているものと評価できる。ただし、行政記録情報等の活用を

検討するに当たっては、当該情報の電子化等の状況や、活用のコスト・効果との関係にも留意が必要である。さらに、行政記録情報等を活用した統計の作成状況等についても、引き続き実態を把握することが必要である。

- 財務省及び経済産業省は、オーダーメイド集計による税務データの活用について、①被調査者（申告者）の単位の相違、②データの定義概念の相違、③当該データの電子化の状況から「実施困難」と自己評価しているが、一方で、4つの条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことも踏まえ、例えば地域や業種を限定するなど具体的データに基づいた継続的な検討が必要と整理する。
- また、農林水産省による漁業センサスへの漁船登録データの活用、及び国土交通省による法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、今後予定されている次期調査計画の諮問・答申に係る審議の場で精査を行うこととする。
- なお、行政記録情報等の活用に関する環境整備を検討する会議の設置については、会議の設置は「実施済」、会議における検討は「継続実施」との自己評価は、妥当と整理する。

（ウ）今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 統計調査に行政記録情報等を活用することは、①統計調査環境の変化への対処、②統計精度の維持・向上、③報告者の負担軽減や④統計作成の簡素・効率化という観点から極めて有効である。
- このため、各府省では、条件整備の整った情報から順次活用を行うよう、引き続き、不断の調査・検討が必要である。
- また、オーダーメイド集計による税務データの活用については、国税庁から4つの条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことから、各府省の統計部局においても、所管する統計へのオーダーメイド集計による税務データの活用可能性を検討し、必要に応じて国税庁との具体的な調整を行うことが必要である。

ウ 統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－

（ア）施策の進捗状況報告等

- 総務省では、諸外国における品質評価の取組事例を参考に、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を策定した上、平成22年度の各府省における試行結果を踏まえて同ガイドラインを改定している。なお、同ガイドラインでは、品質保証の取組は「品質表示」及び「品質評価」の取組から構成されている。
- 各府省では、同ガイドラインに基づいてホームページの見直し作業等を実施するなどして品質の表示の取組を進めているものの、品質の評価については作業中あるいは検討中という状況にある。
- また、公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、

公表することに関して、総務省は、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成22年5月に決定し、各府省は、同指針を基に、事前情報の共有範囲等に係る内規を策定・公表済みである（平成26年度公表予定の産業連関表については、平成24年度中に策定・公表予定。）。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 公的統計の品質保証に関するガイドラインについては既に策定されており、国連統計委員会において採択された「国家品質保証フレームワーク（THE GENERIC NATIONAL QUALITY ASSURANCE FRAMEWORK (NQAF)）」の該当する部分との整合性も確保されていることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。
- また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等については、既に指針が策定され、当該指針に基づき各府省が内規を策定・公表していることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。なお、産業連関表に係る内規については、来年度の法施行状況報告の審議の際に確認することとする。
- ガイドラインに基づく公的統計の品質保証に関する取組については、品質の表示は取組が進んでいるものの、品質の評価の取組は更なる推進が必要である。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 公的統計における「品質保証（Quality Assurance）」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。各府省は、このガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施するため、それぞれの府省の取組に関し、情報共有の場を設定するとともに、取組状況の公表などについても検討することが必要である。
- さらに、統計委員会から日本品質管理学会に対して行った研究要請を受けて、平成22年から同学会内に「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、検討が進められるなど、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。今後、総務省を中心として各府省は、ガイドラインに基づく取組状況も踏まえつつ、「統計・データの質マネジメント研究会」で得られつつある研究成果の活用について検討を進めることも必要である。

エ 緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応した統計データの提供等については、統計委員会においても、平成23年4月の委員長談話や、平成22年度統計法施行状況の審議結果報告書において、①調査対象地域の一部除外などに伴う補完的、補足的な調査や推計の実施、②利用者の誤解を招かないよう、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の適切な公表・保存、③補完的、補足的な調査や推計の実施

の際の行政記録情報や民間データの有効活用などを指摘している。

- この指摘を踏まえた各府省における取組状況を精査・整理した結果は、別表のとおりである。さらに、各府省においては、調査結果により、被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供を実施している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力により、被災状況の把握・復興等に向けた統計情報の提供や、統計調査がほぼ震災以前の状態に復したことは評価できる。ただし、大規模災害時の被災県や調査員等への対応については、検討の余地もある。
- また、統計委員会委員長談話や平成22年度統計法施行状況の審議結果報告書の指摘を踏まえ、①補完的・補足的な調査や推計の実施、②利用者の誤解を招かないよう、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の適切な公表が行われたものと考えられる。
- 一方、基本計画における緊急ニーズの対応については、大規模災害の発生を想定したものではなかったが、有効に機能したものと考えられる。ただし、将来に備え、今回講じた統計作成上の特別の措置や、それらの措置に関する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等も含めた対応状況に関して、整理・保存しておくことが必要である。

(2) その他の審議課題

ア 統計職員等の人材の育成・確保等

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 統計職員等の人材の育成・確保については、各府省で対応は異なるものの、①各種の研修の実施・受講、②統計の利用部局と作成部局間、他府省の統計関係部局との人事交流などに加え、③大学等との人事交流や統計関係の研究会等への外部有識者の活用、④学会の大会等への参加などの連携を実施している。また、外部有識者と統計の高度利用に関する共同研究を実施し、研究成果をリサーチペーパーとして公表している府省もある。さらに、国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、国際統計研修への派遣、国際統計関係会議への出席、国際機関や開発途上国への専門家派遣、国際プロジェクトの支援などを実施している。
- 一方、国の統計職員数については、平成21年度の3,903人から平成24年度には2,030人に減少している。この主な要因は、農林水産省において、統計に関する事務を分掌する機関として設置されていた統計・情報センター等が廃止され、新たな機関においてスタッフ制で業務を行うこととなったことによるものであるが、必要な統計の作成には支障が生じないように対応している。
- なお、統計調査員の効率的な活用を図るため、国が確保・育成している統計調査員の情報を地方公共団体に提供することについては、該当する農林水産省において、

都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認した上で、必要に応じて情報提供を行う仕組みを構築している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 統計職員の人材の育成・確保に関しては、各府省の実情や特性に応じ、様々な取組が行われており、中でも、大学等との人事交流、学会の大会等への参加、総務省統計研修所の活用については着実に実績が増加している。また、例えば、外部有識者との共同研究の実施や、総務省統計研修所における通信研修、地方研修の実施などニーズを踏まえた見直しも行われていることは評価できる。
- 一方で、国の統計職員については、国の行政機関の定員増が厳しく抑制されている環境の中で、質的な維持・向上の重要性が従前にも増して高まっている。このため、各府省では、多面的かつ積極的に統計職員の人材の育成・確保に関する様々な取組を進めていることは一定の評価ができるものの、これらの取組のうち効果を上げているものを一層推進することや、取組の進捗状況を具体的に把握する方策等についても検討が必要である。ただし、この検討に際しては、各府省における人事管理の実情を踏まえつつ、実効性や公務員制度等との整合性にも留意することが必要である。
- また、各府省は、国際的な対応力の強化という観点から、関係の国際機関等による専門家会合等に、国際的対応力のある人材を積極的かつ継続的に参加させる方策についても検討が必要である。
- さらに、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することの可否を含めた検討については、専門家集団を編成する人的な余力がなく、また、各府省からニーズが示されていないということもあって、既存のスキームの活用により同等の役割・効果を果たすとの整理になっているが、専門的知識を有する中核的職員の育成という観点からの取組とともに、統計実務に関する知識を有する外部有識者の活用なども含め、中長期的な検討が必要である。
- なお、国が確保・育成している統計調査員の情報を地方公共団体に提供することについては、既に必要に応じて情報提供が行われていることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。

イ 民間事業者の活用

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 統計調査への民間事業者の活用については、基本計画の指摘を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を平成22年3月に改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示するとともに、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更した。

- また、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」を設置し、各府省間の情報交換を実施するとともに、各府省と統計調査業務に関係する民間事業者団体・民間事業者との意見交換を実施し、民間事業者における統計調査業務の履行能力や活用に当たっての課題等を把握している。
- こうした状況の中、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託の状況については、平成23年度は、222統計調査中185統計調査において、何らかの事務で民間事業者が活用されており、その割合は、平成21年度は76.7%、平成22年度は79.9%、平成23年度は83.3%と、年々増加傾向にある。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 民間事業者を活用している統計調査の割合は年々増加する傾向にあり、特に統計事務の種類では、データ入力、符号、チェック等の入力・集計業務や、実査準備の民間委託の割合が高いという状況にある。各府省は、これら民間事業者が優れたノウハウを持つ分野において、効率的な統計の作成・提供を進める観点から、引き続き民間事業者を積極的に活用することが必要である。ただし、企画立案業務等の中核的業務は、国が自ら行うことが適当であることにも留意が必要である。
- また、各府省は、民間事業者をより適正かつ効果的に活用する観点から、関係府省間の情報交換や、統計調査業務に関係する民間事業者団体との意見交換を今後も継続して実施し、民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善を図ることが必要である。さらに、民間事業者の活用に当たっては、業務の見直しも含めて検討することも必要である。
- なお、民間事業者活用ガイドラインについては、基本計画で指摘された事項は既にガイドラインに反映されており、更なる改定の余地は乏しいものと考えられることから、ガイドラインの改定に関する「実施済」との自己評価は妥当と整理する。

ウ 統計基準の設定

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 「日本標準職業分類」、「指数の基準時に関する統計基準」、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」については、既に統計委員会での審議、答申を経て、統計基準として設定・公示済みである。
- 「日本標準商品分類」を新たに統計基準として設定することの可否については、総務省を中心とする関係府省等による検討の結果、①統計調査において、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと、②国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、一次統計側の分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと、③現状では、国際的に求められる詳細度が低く、国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないことから、現時点では統計基準化の必要性が乏しく、統計基準としての設定

は行わないとの結論である。ただし、現行の日本標準商品分類は、前回の改定から20年以上経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことについて、平成25年頃から27年にかけて実施する予定である。

- また、従業上の地位に係る分類の在り方については、総務省が関係府省から情報提供等の協力を得て検討した結果、①我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、②我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであることなどから、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低いとの結論である。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 「日本標準職業分類」、「指数の基準時に関する統計基準」、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」については、既に統計委員会の審議を経て公示済みであり、「実施済」との評価は妥当と整理する。
- 「日本標準商品分類」及び「従業上の地位に係る分類」を新たに統計基準として設定することの可否については、関係府省による慎重な検討を踏まえた結論であることから、統計基準として設定しないとの結論は、妥当と整理する。
- ただし、総務省は、関係府省の協力を得て、予定どおりに商品分類の内容の見直しを着実に進めることなどが必要である。

別表 東日本大震災における統計データの提供等に関する各府省の主な取組状況
 —平成22年度審議結果報告書の指摘事項を中心として—

	各府省における取組状況例	該当調査名（所管府省名）
補完推計・補完調査の実施	◇ 被災3県について、行政記録情報等も活用した補完推計を実施し、公表。	労働力調査（総務省）
	◇ 平成23年度の数値について、平成18年度から22年度及び24年度の6時点の数値を用いて、回帰式により推計した値を参考値として公表予定	学校保健統計調査（文部科学省）
	◇ 被災地における補完調査（一般統計調査）を実施中であり、その結果は参考値として公表予定	社会教育調査（文部科学省）
	◇ 大規模な標本工場が最終的に廃業したことから、月次の遡及調査は不可能となったものの、年次調査において月次データが欠落している県を含め年間生産量等を公表	木材統計調査（農林水産省）
特別な措置を講じた場合の公表等	◇ 調査の規模が比較的小さいことから、補完推計は考えていないものの、前年比較に資するよう44県分の数値を提供	個人企業経済調査等（総務省等）
	◇ 被災3県の有効回答率が若干低下し、調査結果がやや高めあるいは低めに推計されている可能性があるため、その旨を利用上の注意に記載	毎月勤労統計調査（厚生労働省）
	◇ 平成22年の調査結果について、回収した調査票が一部流失又は疑義照会が困難となったため、これらの客体の倍率を、同一県内の他の客体に振り分けることにより推計し、公表	農業経営統計調査（農林水産省）
	◇ 一部の県を除外して一旦公表等を行い、取りまとめが可能となった時点で除外した県を加えて再集計し、追加公表	作物統計調査等（農林水産省等）
その他	◇ 調査対象地域を除外することなく、被災地のすべての事業所に電話確認し、稼働状況等の確認結果をもとに推計。また、連絡が取れない事業所のデータは、生産量をゼロと仮定して集計・公表	生産動態統計調査（経済産業省）
	◇ 営業日数と販売の関連が高いため、調査票の提出がなかった事業所について日割り推計を実施	商業動態統計調査（経済産業省）

（注）第3ワーキンググループ審議結果より作成。

(別添 1)

第3ワーキンググループの重点的な審議課題

事項	3 - (1) 統計データの有効活用の推進
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none">・ 調査票情報の二次的利用（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供）や、統計データのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の活用など、統計データの有効活用の推進については、統計法及び基本計画に掲げられた公的統計の有用性の向上を図るための重要な視点となっており、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、提供開始から3年を経た二次的利用の実態について、基本計画に盛り込まれた事項を中心に精査するとともに、例えば、教育コンテンツとしての活用に向けた研究や、擬似的なマイクロデータの作成に係る検討等、二次的利用を取り巻く新たな動向についても参考情報として把握しつつ、更なる利用促進に向けた方策等を検討することが必要であると考えられる。・ また、今回の審議では、更なる利用者の利便性向上を図る観点から、海外の利用者を含め、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を中心とした統計データ等の提供・情報発信等の実態を把握し、その取組の推進についても検討する必要があると考えられる。
関 係 府 省	総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

事項	<p>3－（２）効率的な統計作成 －行政記録情報等の活用－</p>
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政記録情報等の活用は、正確かつ効率的な統計作成や、報告者負担の軽減等の観点から重要な課題とされ、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。 ・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、基本計画に掲げられた事項のうち、他のWGの検討対象外となっている事項を対象に、改めてその取組・検討状況を確認し、推進の余地等を検討する必要があると考えられる。 ・ なお、この検討に当たっては、行政記録情報等の活用に際して阻害要因となる電子化の状況や手続き上の制約等に係る対処方策、活用に当たっての事務・コストの発生等にも留意して行う必要があると考えられる。
関 係 府 省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>

事項	<p>3－(3) 統計の評価を通じた見直し・効率化 ー「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上ー</p>
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的統計における「品質保証 (Quality Assurance)」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。 ・ 我が国では、基本計画を踏まえ、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に沿った取組が進められているところであるが、2012年の国連統計委員会における「一般的な国家品質保証フレームワーク (NQAF)」の採択や、統計委員会からの日本品質管理学会に対する研究の要請など、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。 ・ このような環境変化の中、基本計画に掲げられた品質保証に関する取組状況を精査することにより、更なる推進の余地等について重点的に審議する必要があると考えられる。
関 係 府 省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>

事項	<p>3－(4) 緊急ニーズへの対応</p> <p>－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－</p>
選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画においては、大規模災害の発生などに伴う統計の作成・提供に係る緊急ニーズへの対応として、①行政記録情報等の活用、②既存統計の特別集計の実施、③附帯調査の実施についての検討のほか、④承認審査事務の簡素化・迅速化等の対応が掲げられている。 ・今般の東日本大震災に際しては、これらの対応に加え、地方公共団体や統計調査員の協力も得て、おおむね以下のような取組が行われてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 報告期限の延長、調査実施・公表の延期等 ② 調査・集計地域の一部除外等 ③ 上記の措置及びそれに伴う集計方法の変更等についての国民への周知（一元的な情報提供等） ④ 被害地域における実査機能の実情把握・回復支援 ⑤ 実査回復後の適切な集計結果の公表（欠測値の補完集計、追加調査結果の集計等） ・このため、これらの状況を適切に記録に残すことを含め、今回の対応状況について集約して整理し、今後の教訓とするため、引き続き重点課題として審議する必要があると考えられる。
関 係 府 省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>

(別添2)

平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価

第3ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第3WGの評価
1	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
2	(7) 統計基準の設定	○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
3		○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
4		○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
5	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	会議の設置は実施済、会議における検討は継続実施という自己評価は妥当。
6	(2) 民間事業者の活用 イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
7	2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
8	3 経済・社会の環境変化への対応 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	○ IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第3WGの評価
9	第3 3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
10	イ 非協力者への対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方針について検討する。	総務省	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	実施予定のものを除いて実施済という自己評価は妥当。
11	4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	実施済	実施済という自己評価は妥当。
12		○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	実施済	今後とも継続的な取組が必要。
13	5 その他 (3) 統計の中立性	○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	実施予定のものを除いて実施済という自己評価は妥当。

(参考1)

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成24年6月29日（金）10：00～12：02

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、国土交通省総合政策局、経済産業省大臣官房参事官付、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、千野総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4 議事次第

(1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 緊急ニーズへの対応

ー東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応ー

② 統計の評価を通じた見直し・効率化

ー「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上ー

③ その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

(3) その他

5 議事概要

(1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について

事務局から、審議の進め方、第3ワーキンググループの審議スケジュール等について説明が行われ、了承された。

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 緊急ニーズへの対応ー東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応ー

総務省政策統括官（統計基準担当）から東日本大震災への対応の概要について説明が行われ、さらに総務省統計局、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から補足説明の後、審議が行われた。各府省からの補足説明の概要は次のとおり。

【補完推計・補完調査の実施】

- ・ 被災3県について、行政記録情報等も活用した補完推計を実施し、公表。（労働力調査）
- ・ 平成23年度の数値について、平成18年度から22年度及び24年度の6時点の数値を用いて、回帰式により推計した値を参考値として公表予定。（学校保健統計調査）
- ・ 被災地における補完調査（一般統計調査）を実施中であり、その結果は参考値として公表予定。（社会教育調査）
- ・ 大規模な標本工場が最終的に廃業したことから、月次の遡及調査は不可能となったものの、年次調査で月次が欠落している県を含め年間生産量等を公表。（木材統計調査）

【特別な措置を講じた場合の公表等】

- ・ 調査の規模が比較的小さいことから、補完推計は考えていないものの、前年比較に資するよう44県分の数値を提供。（個人企業経済調査等）
- ・ 被災3県の有効回答率が若干低下し、調査結果がやや高めあるいは低めに推計されている可能性があるため、その旨を利用上の注意に記載。（毎月勤労統計調査）
- ・ 平成22年の調査結果について、回収した調査票が一部流失又は疑義照会が困難となったため、これらの客体の倍率を、同一県内の他の客体に振り分けることにより推計し、公表。（農業経営統計調査）
- ・ 一部の県を除外して一旦公表等を行い、取りまとめが可能となった時点で除外した県を加えて再集計し、追加公表。（作物統計調査等）

【その他】

- ・ 調査対象地域を除外することなく、被災地のすべての事業所に電話確認し、稼働状況等の確認結果をもとに推計。また、連絡が取れない事業所のデータは、生産量をゼロと仮定して集計・公表。（生産動態統計調査）
- ・ 営業日数と販売の関連が高いため、調査票の提出がなかった事業所について日割り推計を実施。（商業動態統計調査）

主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 各府省で工夫をして補完推計や補完調査等の対応をしていることを評価する。今後、補完推計値の精度や、補完推計を行っていない統計における補完推計の可能性なども検討いただきたい。乗率による補正は、平時は良いが、災害時は被害が大きいくほど脱落して偏る可能性があり、精査いただきたい。

- ・ 今回の震災では、被災県に対して各府省から縦割りで確認が来たと聞いている。今後、各府省の統計に優先順位を付け、対応を一元化することなどを検討いただきたい。
- ・ 震災に対する各府省の取組みが、どのように利用され役立ったかなどについて、情報を整理しておく必要がある。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力を、評価・感謝する。
- ・ 災害への備えとして、統計作成上の特別の措置についての国民への一元的な情報提供や欠測値の適切な補完集計等に関して、今後も検討することが必要である。
- ・ 国における統一的な対応とともに、調査員等に対する災害発生時の指導についても、検討の余地がある。
- ・ 今後の教訓として、今回の国・地方等を通じた対応状況を総合的に整理し、適切に記録・保存することも必要である。

② 統計の評価を通じた見直し・効率化ー「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上ー

総務省政策統括官（統計基準担当）から「公的統計の品質保証に関するガイドライン」、国連統計委員会の「国家品質フレームワーク」について、樁委員から日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について、それぞれ説明が行われた[※]。その後、総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から、ガイドラインを踏まえて、品質表示についてはホームページの見直し作業等を実施しているが、品質評価については作業中あるいは検討中といった補足説明が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 品質評価の取組みによって、手間やコストが増えるのではないか。
 - 手間は増えるかもしれないが、一方で効率性も品質評価の項目に入っている。
- ・ 各府省の評価を進める際に、格付機関のような第三者による評価も想定しているのか。
 - 当面は各府省での自己評価を進める。総務省による承認審査も、ある意味では第三者的な評価と考えることができる。
- ・ ガイドライン策定以降、各府省による取組の進捗を何によって確認するのか。
 - ガイドラインでは、各府省による品質保証に関する実施計画の策定・公表の規定がある。これが進めば、ある程度確認できるようになる。

[※] 樁委員説明資料「ISO 20252の公的統計への応用可能性とその問題点」については、以下のURLを参照。
http://www5.cao.go.jp/statistics/2012wg/wg3/wg3_1/siryou_5d.pdf

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 品質表示は取組が進んでいるものの、品質評価は更なる取組の推進が必要である。各府省の取組に関し、情報共有の場の設定や取組状況の公表なども検討すべきである。

③ その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

次回以降に審議することとなった。

(3) その他

次回の会合は7月9日（月）10時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

(参考2)

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合(第2回) 議事概要

1 日時 平成24年7月9日(月) 10:00~12:09

2 場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

廣松委員(座長)、縣委員、安部委員、椿委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、財務省政策総合研究所、国税庁長官官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、国土交通省総合政策局、経済産業省大臣官房参事官付、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、千野総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4 議事次第

(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① その他の共通・基盤的事項(民間事業者の活用)
- ② 効率的な統計作成ー行政記録情報等の活用ー
- ③ その他の共通・基盤的事項(統計職員等の人材の育成・確保等)

(2) その他

5 議事概要

(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① その他の共通・基盤的事項(民間事業者の活用)

総務省政策統括官(統計基準担当)から、基本計画における民間事業者活用の考え方、民間事業者の活用に関するガイドラインの改定内容などについて説明が行われた後、審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 民間事業者の活用について、問題等が生じているところはあるのか。
→ 入札の都度、事業者が交代するケースもあり、事業者のノウハウの蓄積が進まない、事業者にとってメリットが乏しいなどの指摘もある。
- ・ 流通などのICT化で蓄積されている民間のデータを有効活用すれば、効率的なデータの取得が可能となるのではないか。
→ 各調査実施者が調査の効率化を考えていく中で、必要に応じ、民間データの活用を進める余地もあるのではないかと考えている。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 一定の分野においては、民間事業者を活用して効率的な統計の作成・提供を進めることは重要である。
- ・ ガイドラインについては、更なる改定の余地は乏しいものとするが、関係府

省による情報交換や事業者団体との意見交換については、今後も、引き続き取組を進めていただきたい。

- ・ 民間事業者の活用の際し、業務の見直しも含めて、検討することも考えていただきたい。

② 効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－

ア 行政記録情報等の活用の概要

総務省政策統括官（統計基準担当）から、行政記録情報等の活用の着実な増加など、取組の概要について説明が行われた後、質疑が行われた。主な意見及び回答は以下のとおり。

- ・ 今後も、行政記録情報の活用の実態を把握することが重要である。
- 今後も継続して実態を把握し、取組の推進に役立てたいと考えている。

イ オーダーメイド集計による税務データの活用

国税庁及び経済産業省から、オーダーメイド集計による税務データの活用について、次のとおり説明が行われた後、審議が行われた。

- ・ 税務データのオーダーメイド集計による活用可能性については、データの定義概念の相違、税務データの電子化の状況等から、活用は困難との結論に至った。ただし、新たなニーズを含め今後の活用を否定するものではなく、1)必要とされるデータを国税庁が有していること、2)当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと、3)当該データが電子化されていること、4)所要のコストを活用側が負担できること、の4つの条件を満たせば、活用は可能と考えており、今後の要請内容に応じて検討したい。
- ・ 税務データについては、1)納税地が事業所の所在地と異なっているケースがあること、2)個人経営で単独事業所の場合でも、税務データの納税者名が統計データの事業所名（屋号）と異なること、3)出荷額と所得金額との相違等から、直接、欠測値の推計や補完などに用いることは難しいというのが現状認識である。

この説明に対する主な意見及び両省からの回答は次のとおり。

- ・ アメリカ、カナダ等では税の情報が広範に利用されている。概念の相違を認識した上で活用する道はあるのではないか。条件が満たされればオーダーメイド集計を検討するという事なので、今回の「実施困難」で終わりにしないほしい。
 - ・ 現時点では「実施困難」となっているが、4条件が満たされれば実施されるということなので、今後も継続して検討いただきたい。
- 法人税申告書の別表1など全件電子化されているデータであれば、協力も可能かもしれないが、税務行政上の必要性から、真に必要なデータから電子化を行っているのが現状である。
- ・ 統計部局側からも、電子化の状況を踏まえ、必要性を強く主張し続けることが必要であると思う。
- 現状は「実施困難」との自己評価であるが、統計部局としては、課題が解決されれば、審査の基準値等として利用したいと考えている。

- ・ 外部の有識者も加わっているような検討の場合は、設けられているのか。
- 現状では、設けられていない。
- ・ 特定の地域、業種に限定したときに、補完や推計が具体的にどの程度できるかなどを検討することが重要であると考える。
- ・ 1事業所・1法人の場合は、マッチングの問題を解決すれば活用可能と思われるが、電子化については、どの程度進んでいるのか。
- 個人の申告の場合も法人と同じで、税額所得が確認できるようなものについては全件電子化されているが、現段階の検討では、活用したいデータは全件電子化されていないという判断である。
- ・ 行政記録情報の活用について、個別の統計ごとに、一つ一つ検討する必要があるのではないか。また、活用が困難な分野について、統計委員会等で検討を行うことは可能か。
- 行政記録情報の活用については、調査実施省が調査企画段階で自らチェックし、その後、政策統括官室が承認審査の段階でチェックをしている。特に課題になるものについては、基本計画に記載されているため、毎年の法施行状況報告の審議の中で検討できる形になっている。

ウ 漁業センサスへの漁船登録データの活用及び法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用

農林水産省から漁業センサスへの漁船登録データの活用について、国土交通省から法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用について、それぞれ次のとおり説明が行われた後、審議が行われた。

- ・ 漁業センサスへの漁船登録データの活用については、次期調査計画の統計委員会への諮問（平成24年11月予定）の際に、検討結果を報告したい。現状では、機械的な照合が難しい等の課題が見られる。
- ・ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、検討中であるが、固定資産課税台帳は各市町村が保有するため、納税者の委任状の提出等、各市町村への手続き面などで問題点が多々あり、次期調査では活用は困難ではないかと考えている。

主な意見及び両省からの回答は次のとおり。

- ・ 固定資産課税台帳データの活用のためには、本人の承諾が必要ということであったが、匿名化して統計化することは制度的にできないのか。
- 現状では、各市町村に納税者の委任状を持参して、閲覧・転記をするという方法による他はない。将来、固定資産課税台帳の情報がビジネスレジスターに登録されるとか、全市町村の固定資産課税台帳がネットワーク化されてアクセス可能になるとかいうような環境が整えば、ぜひ活用したい。
- ・ 行政記録情報から作成される業務統計について、集計の充実が求められるものもあるが、この点についてはどう考えるべきか。
- 例えば、住民基本台帳人口異動報告における表章の詳細化などが基本計画に掲げられており、審議の対象となっている。

エ 行政記録情報等が具体的に特定されていないもの

資料2のp3～6の事項について審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 調査計画の策定の際、行政記録情報の有無等について事前に調査・検討することになっているが、活用が困難とされたケースは、具体的に何かあるか。
- 報告様式が区々で、電子化も遅れている等のケースがあったが、その場合でも、先ず所管部局と活用可能性を検討することが重要。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 行政記録情報の活用については、一定の効果は上がってきているが、行政記録の電子化等の状況や、活用のコスト・効果等を考慮すると、現時点ではすぐに活用が見込めないものも認められる。引き続き、不断の調査・検討が必要であると考える。
 - ・ 特に、税務データのオーダーメイド集計結果の活用に関しては、直ちに活用することは困難な状況である一方、4つの条件を満たせば、活用が可能であることも明らかになった。したがって、「実施困難」と自己評価しているが、今後も、地域や業種を限定した検証等、検討の継続をお願いしたい。
 - ・ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、次期調査計画の諮問・答申の中で議論されるため、結論は、その場に委ねたい。
 - ・ また、統計調査への活用だけではなく、行政記録情報から作成される業務統計の充実に関しても、積極的に進めるべきであるという指摘があった。
- ③ その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の育成・確保等）
- 総務省政策統括官（統計基準担当）から、統計職員等の人材の育成・確保等の一般的な状況について説明が行われた後、内閣府、総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び日本銀行から、補足説明が行われた。
- その後、廣松座長から、各府省における人材の育成・確保への対応状況一覧表の平成21年度及び22年度の資料と、各府省の統計関係職員の推移の資料について、追加の要求がなされ、この報告を含めた具体的な審議は次回に行うこととなった。

(2) その他

次回の会合は7月25日（水）15時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

(参考3)

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合(第3回) 議事概要

1 日時 平成24年7月25日(水) 15:00~17:17

2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

廣松委員(座長)、縣委員、安部委員、北村委員、竹原委員、椿委員、樋口委員

【学識経験者】

菊地進 立教大学経済学部教授

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房調査統計グループ、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター、独立行政法人統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、千野総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4 議事次第

(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① その他の共通・基盤的事項(統計職員等の人材の育成・確保等)
- ② 統計データの有効活用の推進
- ③ その他の共通・基盤的事項(統計基準の設定等)

(2) その他

5 議事概要

(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① その他の共通・基盤的事項(統計職員等の人材の育成・確保等)

事務局から、前回会合の概要の説明が行われた後、審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 統計職員等の人材の育成・確保に関する各府省の対応状況については、飛躍的に向上しているとはいえない状況にあるが、今後どのような取組が必要かについて、何か検討しているのか。
- 現行の基本計画における各種の取組を多面的、継続的に進めていくことが必要であると考え。
- ・ 人材の育成・確保等を強く進めていくためには、何らかの方向性や目標を設定した方がよいのではないか。
 - ・ 現行の基本計画策定時には具体的な数値目標は掲げていないが、次期基本計画策定時には数値目標の可否も含めた検討を行うことも必要ではないか。
 - ・ 農林水産省の統計関係の職員数が平成24年度に大幅に減少しているのは、どの

ように理解すればよいのか。統計の業務が減少しているのか。

- 平成23年9月に地方組織の再編があり、統計・情報センターを廃止し、地域センターの下で一括して各種の業務を行うこととなった。このため、統計専任というのではなく、センター長が業務の状況を見て、戸別所得補償等の他の業務にも充てることなどができるようになった。統計業務が減少したわけではなく、今までと同様の業務をより効率的にできるようになっている。
- ・ 総務省統計研修所の通信研修の受講実績と地方研修の内容について説明いただきたい。
- 通信研修の受講実績がかなり伸びており、平成21年度は163名、平成22年度は164名、平成23年度は210名の参加があった。地方別統計セミナーについては、地方ブロック別に1日かけて、基本的な研修を行うものである。講師は統計研修所が派遣している。
- ・ 新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団の編成の可否の検討について、既存の体制で対応できるとの結論を出されてきているが、その経緯と、結論が出たにもかかわらず自己評価が「継続実施」となっている理由について伺いたい。
- 多数の職員を要する府省から、経験年数が長く知見のある者を集めて、各府省の支援を行うことの可否の検討が、この事項の趣旨であった。しかし、各府省の職員数が減少する中で、専門家集団に割くことのできる人員がない状況にある。また、各府省のニーズについても、他府省の知見までは必要ないとのことから、必要性が乏しいと判断した。一方で、総務省における統計調査の承認審査手続のスキームを活用していくことは引き続き必要であるため、「継続実施」としている。
- ・ 専門家集団の編成については、各府省の要員が減少する中で、逆に重要なポイントである可能性もありうることから、次期の基本計画の検討の際に議論していただきたい。
- ・ 日本の行政官については、統計だけを専門とする者はそれほどいないと思う。そのような中で、専門家集団の編成は難しいのではないか。
- 基本計画の策定時に中核的職員の育成が検討されたが、現在の公務員は、専門家というよりもジェネラリストを育成する方向にあり、各府省でも中核的な職員の育成は難しいというのが現状である。専門家集団の編成については、基本計画策定時も賛否があったが、最終的には盛り込まれ、検討することとなった。
- ・ 公務員についてジェネラルな能力を育成する方向で動いている中で、専門家集団の編成については実現性が難しく、行うとしてもかなり長期的に考えなければならぬのではないか。
- ・ 専門家集団の編成について、今回の結論は、基本計画に書かれたものと逆になっている。これは大きな転換であり、次期の計画策定の際の基本スタンスに影響するため、しっかりと議論した方がよい。
- ・ 統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みについては、農林水産省のみが「実施済」となっているが、これは農林水産省だけが対象となるのか。
- 調査員を直接確保し、育成しているのは農林水産省のみである。必要に応じて地方公共団体に情報を提供して活用を図る仕組みを講じており、実績も報告され

ているので、「実施済」としている。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 専門性の高い人材の育成に向けて、①統計研修所等の研修内容の継続的な充実とこれら研修機関の活用、②大学等との人事交流、③外部有識者との共同研究などの取組を、これからも多面的かつ積極的に進めることが有効ではないか。
- ・ さらに、国際的な対応力の強化という観点からは、関係府省は、関係の国際機関等による専門家会合等に、国際的対応力のある人材を積極的かつ継続的に参加させていただくようお願いしたい。
- ・ 統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みの構築については、特段の問題も認められないため、「実施済」との自己評価に関しては妥当としたい。
- ・ 本日いただいた意見の中で、人材育成に関する数値目標、専門家集団の育成に関しては、中長期的な意味で、次期基本計画の中で検討していく課題としたい。

② 統計データの有効活用の推進

総務省政策統括官室から、二次的利用の取組状況等の全般について説明が行われた後、統計センター及び菊地立教大学教授から、教育用擬似マイクロデータの作成等、二次的利用の促進の取組についての紹介が行われた※。

その後、二次的利用関係の審議が行われ、今回審議できなかったe-Statの活用や国民の理解の促進等に関する事項については、次回以降に審議することとなった。主な意見及び各府省等からの回答は次のとおり。

- ・ 諸外国ではパブリックユースファイルがインターネットから自由に入手できるような状況において、若手研究者が日本のデータを利用しなくなることを懸念している。オーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る期間は1か月程度とのことだが、統計法第33条第2号による調査票情報の利用がその程度の期間で可能かは疑問であり、統計法第33条第2号による調査票情報の利用手続の簡素化を検討していただきたい。
- 日本はパブリックユースファイルの提供に関しては遅れているものの、諸外国には調査票情報を使用させないところもある。調査票情報、匿名データ、パブリックユースファイルの3つに分けた議論が、今後必要になると考えている。
- ・ 世界中いつでも使えるようなパブリックユースファイルを目指すのか、匿名データで提供する情報の拡大を目指すのかなど、やり方はいろいろあるが、情報を利用したい人が利用できる環境を今よりも整えていただきたいということが要望である。

※ 統計センター説明資料「擬似マイクロデータについて」については、以下のURLを参照。

http://www5.cao.go.jp/statistics/2012wg/wg3/wg3_3/siryou2-4.pdf

菊地立教大学教授説明資料「公的統計の二次的利用促進に関する立教大学での取り組み」については、以下のURLを参照。

http://www5.cao.go.jp/statistics/2012wg/wg3/wg3_3/siryou2-5.pdf

- ・ 立教大学の取組について、セキュリティ上はどのように対応しているのか。
- 教育用の擬似的なデータであるので、集計結果は政府の調査の結果と異なることに注意して利用させており、学生に対して使用後のデータの回収などは行っていない。
- ・ 擬似マイクロデータの活用により育成されるプロフェッショナルな人材を必要とするような社会にしていく必要がある。擬似マイクロデータの取組については、匿名データを使用する上での制約等が背景にあると思うが、匿名データが誰でも利用できるようになれば、擬似マイクロデータは無駄になるため、二次的利用をどう進めていくのかが、次期の基本計画を考える上で重要となる。
- ・ 現在は、統計法第33条第2号による調査票情報の利用とオンサイト利用の条件が同じで、オンサイト利用のインセンティブはなく、オンサイト施設があまり利用されない状況にあり、工夫が必要である。擬似マイクロデータは、学部生の利用には重要であるが、やはり本物のデータとは異なるので、学部生、院生、研究者の使い分けが必要である。
- ・ 専門家の育成の問題と二次的利用の在り方については、人材育成ということにつながっている。行政部門の側から、次期の基本計画において実現可能な方針を積極的に示していただきたい。二次的利用については、高度な研究者の育成というだけではなく、産業界でも行政機関でもそれなりの専門家が求められていると思うので、そのような専門家の育成への貢献ということも含めて、今後検討してほしい。
- ・ e-Statのアクセス数が、昨年度と比較して2,000万件以上減少しているが、どの部分へのアクセスがどのような理由で減少しているのか。
- 手元に資料がないため、次回に回答する。
- ・ 統計法第33条第2号による調査票情報の利用については、旧法でも目的外利用として認めてきた経緯があり、オンサイト利用とのバランスをどう考えるかについては、中長期的に重要な問題であると考えている。
- ・ オンサイト利用については、現状ではセキュリティ等に関してはどのような要件を課しているのか。
- 現行のガイドラインでは、オンサイト利用について明確な要件はない。「統計データの二次的利用促進に関する研究会」からは、オンサイト利用に係る施設の要件、オンサイト利用の手続き等を明らかにして、まずは環境整備を図ることが重要であるとの提言をいただいている。
- ・ 統計法第33条第2号による調査票情報の利用では、あらかじめ集計様式等を提示するなど手続きが煩雑であるが、オンサイト利用になるのであれば、そのような要件は外されて事務量も減ることも考えられるので、それがインセンティブになると思う。オンサイト利用の促進は大事であるが、地方の利用者にも相応の配慮をしていただきたい。
- ・ 統計法第33条第2号による調査票情報の利用とオンサイト利用とで、できることの区別が必要である。オンサイト利用では、探索的な分析や試行をできるようにして、研究目的の公益性などで縛りかけるといことが考えられる。また、オンサイト利用施設については、本来、各地域に整備することが望ましい。

- ・ オンサイト利用のガイドラインについては、今後しっかりしたものを整備してほしい。また、オンサイト利用のコストをどこが負担するのかを考えていく必要がある、この点を含めて今後検討いただきたい。
- ・ 統計ニーズに係るアンケートでは、総務省、厚生労働省、文部科学省について、匿名データの提供に関するニーズが高いにもかかわらず提供されていないものがある。これについての取組をどう考えるのか、また匿名化の技術上の問題点等はあるのか。
- 国勢調査の匿名データについては、作成を検討中であり、今後、統計委員会に諮問する予定である。家計調査の匿名データについては、個人の匿名性の確保について検討する事項が多く、簡単ではないが、引き続き検討する。
- 全数調査についての匿名化の手法が確立されていないことなどから、引き続き検討したい。
- ・ 匿名データについては、地域等を限定すると特定できてしまう性質のものもあるので、かなり慎重に検討していただきたい。
- ・ 各府省では、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に基づき所要の対応を行っているという理解で良いのか。また、ガイドラインは必要に応じて見直しを行っていくのか。
- 本ガイドラインは各府省が一体的に取り組むために作成したものであり、各府省はこれに従って対応を進めていると考えている。また、ガイドラインについては、所要の見直しを行うことを前提にしている。
- ・ 統計センターにおける調査票情報等の管理については、どの程度の受託実績があるのか。また、「実施済」との自己評価であるが、本事項については、今後とも、引き続き取り組むことが必要ではないか。
- 受託実績については持ち合わせていないため、次回に回答する。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ オーダーメイド集計、匿名データについては、実践的な活用例をホームページ、学会等で周知するなどして、引き続きその利用促進を図ることが必要と考える。
- ・ 特に、アンケート等でニーズがあり、技術的にも可能な統計調査については、オーダーメイド化、匿名データ化を優先的に検討していただきたい。
- ・ 匿名データについては、教育用擬似マイクロデータの作成等の取組により、利用が促進されることを期待している。また、このような擬似的なマイクロデータやオンサイト利用、データ・アーカイブなどに関する問題については、引き続き総務省の研究会で検討を進めていただきたい。
- ・ なお、担当府省が「実施済」と自己評価している2つの事項のうち、統計センターによる二次的利用の受け皿となる体制整備については、二次的利用を促進する基盤でもあり、今後とも継続的な取組を進めていただきたいと考えているが、受託実績については次回報告をいただきたい。残りの事項については、問題は認められない。
- ・ 本日の議論では、オンサイト利用と統計法第33条第2号による調査票情報の利用との関係を今後どのように整理していくのかという意見と、統計法第33条第2

号による調査票情報の利用手続の簡素化についての要望があった。この点は、一方で国民の理解や研究者に対する世間の信頼感とも密接に関係することもあり、統計委員会として今後どう考えていくのかも重要である。

- ・ 人材育成についての意見もあったが、それは次期基本計画、あるいは、さらに中長期的な問題かもしれないが、議論があったということは残しておきたい。

③ その他の共通・基盤的事項（統計基準の設定等）

次回以降に審議することとなった。

(2) その他

- ・ 8月23日（木）に第5回会合を開催し、審議結果の取りまとめを行うこととなった。
- ・ 次回の会合は8月8日（水）15時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

(参考4)

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日 時 平成24年8月8日（水）15:00～17:02

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1214特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房参事官付、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、白岩総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議事次第

(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 統計データの有効活用の推進（e-Stat等）

② その他の共通・基盤的事項（統計基準の設定等）

(2) 担当府省が「実施済」と自己評価している事項に関する審議結果の整理について

(3) 第3ワーキンググループ審議結果報告書に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について

(4) その他

5 議事概要

(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① 統計データの有効活用の推進（e-Stat等）

まず、総務省統計局から、前回質問のあった、統計センターにおける調査票情報等の管理の受託実績について説明が行われた後、前回の二次的利用関係の審議範囲の中で、担当府省が「実施済」と自己評価している事項について審議が行われ、次のように整理された。

- ・ 統計センターによる二次的利用の受け皿となる体制整備については、二次的利用を促進する基盤でもあり、今後とも継続的な取組みを進めていただきたい。
- ・ 調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定については、本日配布された「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」のとおりであり、妥当と整理したい。

次に、総務省政策統括官（統計基準担当）から、e-Statのアクセス件数の推移等について、総務省統計局から、e-Statによる統計データ提供の現状と今後について、さらに、総務省政策統括官（統計基準担当）から、統計に対する国民の理解促進に

ついて、説明が行われた後、審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ ユーザーサイドから言えば、一般の検索エンジンよりも、e-Statの方がより目的にかなった検索ができるなどのメリットがないと利用しないので、より魅力的なサイトになるよう検討いただきたい。
- ・ e-Statは一般国民にとって一番統計と関わりの深い部分であり、どのように国民に利用されているのかについて、継続してフォローしていただきたい。
- ・ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」の中では、二次的利用の促進について触れられていないようだが、触れないのか。
- この指針は、統計調査に対する国民の理解を求めることが主眼であり、二次的利用は入っていない。調査結果がどのように使われているかを理解いただき、データを利用していただくことが国民の理解にとって重要であり、調査実施者も様々な場面で地道に取り組んでいることと思う。
- ・ 二次的利用についても、使われているという事実や、目的によっては自分でも使えるということが、理解増進という意味では重要だと思うので、その広報について考慮いただきたい。
- ・ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき広報・啓発活動や、非協力者に対する対応を進めていると理解したが、行動指針は、今後とも必要に応じて見直しを行うのか。
- 平成22年に策定したばかりであり、すぐにというわけではないが、各府省の取組状況や効果を見ながら必要な改定を行っていく。
- ・ SDMXについては、研究途上という認識ではあるが、戦略的な国際対応という観点から引き続き動向を注視し、必要な研究を進めておくことが重要と考えるが、そのような理解で良いのか。
- そのように考えている。SDMXについては、既に国際的には銀行関係で取組が進んでいるが、一般の利用が今後の課題であり、そのような動向を注視し、情報収集や研究が必要であると考えている。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ e-Statについては、「政府統計共同利用システム更改方針」に基づき、平成25年1月から次期システムの運用が開始されることとなっており、当面は開始後のシステムの運用状況を見守ることとしたいが、引き続きニーズやコスト面の問題も踏まえつつ、利用者の利便性向上に努めていただきたい。また、アクセス件数の情報収集に関しても、情報が得られるように努力いただきたい。
- ・ 国際的なデータの提供については、基幹統計を中心に、各統計の所管府省がニーズやコストにも配慮して、外国語版又は外国語を併記するなどの工夫をした電子データ等の提供を順次進めていただくほか、今後のSDMXによるデータの提供についても、さらに研究を進めていただきたい。
- ・ 国民・企業等への理解の促進については、地道に取り組むことが重要であり、特に、「政府統一ロゴタイプ」の定着に努めることが重要と考える。特に、大型の統計調査は、定着を図る良いチャンスであり、関係府省において積極的にPRに

努めていただきたい。

- ・ 担当府省が「実施済」と自己評価している、ホームページ等を通じた広報・啓発活動や、非協力者に対する対応に関する具体的方策の策定については、既に行動指針が策定されており、特段の問題も認められないため、妥当と整理したい。なお、統計調査等における法令違反等及び告発の考え方については、現在、検討中ということであり、来年度にその結果を確認することとしたい。また、非協力者に対する対応については、法的な問題も絡む複雑な問題でもあるので、慎重な検討をお願いしたい。

② その他の共通・基盤的事項（統計基準の設定等）

総務省政策統括官（統計基準担当）から、統計基準の設定について説明が行われた。その後、「基本計画の進捗管理・評価等」も含めて審議が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 商品分類がなくても、個別の調査の中で対象となっているものの分類については、相互に矛盾は生じないのか。
→ 現状ではそのような矛盾は生じていない。
- ・ 商品分類に関しては、平成25年頃～27年にかけて内容の見直しを行うことが明記されている。一方、従業上の地位に関する分類に関しては、必ずしも明確ではないが、検討の計画についてどう考えているのか。
→ 用語の整理については第2WGでも議論があり、関係府省からは検討期限を現時点で示すことは難しいものの取り組んでいくとの回答があった。用語の現状については各府省の確認も必要であるが、早期に公表できるようにしたい。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 「日本標準職業分類」、「指数の基準時に関する統計基準」及び「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の3事項については、既に統計委員会の審議を経て公示済みであり、「実施済」との評価は妥当と整理したい。
- ・ 「日本標準商品分類」及び「従業上の地位に係る分類」について、現時点では統計基準とはしないとの結論については、妥当と整理したい。ただし、商品分類の内容の見直しは、着実に進めていただきたい。また、従業上の地位に係る分類も、統計利用者の利便向上を図るため、関係する統計調査における用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ上に公表する取組みを進めていただきたい。

(2) 担当府省が「実施済」と自己評価している事項に関する審議結果の整理について事務局から、担当府省が「実施済」と自己評価している事項について説明が行われた後、審議が行われ、次のように整理された。

- ・ 「統計の品質に関する自己評価のためのガイドライン」及び「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等についての規定」の策定については、「実施済」との自己評価は妥当と整理したい。なお、第1回会合で椿委員より説明があったように、日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」の研究も進められて

おり、今後、国際的な動向にも留意しながら、研究成果をどのように活用していくかについて、検討していただきたい。

- ・ 各府省等における、「公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する取組」については、本年度策定予定の産業連関表を除いて、指針を踏まえ、基本計画に沿った内規の策定・公表が行われており、「産業連関表を除いて実施済」との自己評価は妥当と整理したい。
- ・ 「統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定」については、「実施済」との自己評価は妥当と整理したい。
- ・ 「行政記録情報等の活用に関する環境整備のための会議」の設置については「実施済」、取組については「継続実施」との自己評価は妥当と整理したい。
- ・ 地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みの構築については、「実施済」との自己評価は妥当と整理したい。
- ・ 調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定、及び統計センターによる二次的利用の受け皿となる体制整備については、それぞれ本日の審議の冒頭に確認・整理したとおり。

(3) 第3ワーキンググループ審議結果報告書に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について

事務局から審議結果報告書に盛り込むことが望ましいと考えられる事項について説明が行われた後、審議が行われた。本日の議論も踏まえ、次回の会合で第3WG審議結果報告書の案について審議が行われることとなった。主な意見は次のとおり。

- ・ 二次的利用については、民間の方も研究目的なら利用できるということがあまり周知されていないので、大学における研究関係者以外にも周知するというのを記述の方がよいと思う。
- ・ 行政記録情報の活用については、統計作成の立場からは、これからもずっと言い続けることが重要である。

(4) その他

- ・ 次回の会合は8月23日（木）13時30分から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

(参考5) 統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合(第5回) 議事概要
(添付予定)